

東海第二発電所	工事計画審査資料
資料番号	補足-240-5 改4
提出年月日	平成30年4月24日

工事計画に係る補足説明資料

計測制御系統施設のうち

補足-240-5【通信連絡設備に関する補足説明資料

通信連絡設備について】

平成30年4月

日本原子力発電株式会社

1. 添付資料に係る補足説明資料








「通信連絡設備に関する説明書」に係る添付資料の記載内容を補足するための説明資料リストを以下に示す。

工認添付資料	1. 補足説明資料
V-1-1-10 通信連絡設備に関する説明書	1.1 通信連絡設備の一覧
	1.2 多様性を確保した専用通信回線
	1.3 各重大事故時に使用する通信連絡設備の使用方法及び使用場所について
	1.4 通信連絡設備が接続する無停電電源装置の仕様
	1.5 データ伝送設備のパラメータ
	1.6 安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備の範囲

### 1.1 通信連絡設備の一覧

通信連絡設備の一覧を以下に示す。

#### 通信連絡設備（発電所内）の一覧（1/4）



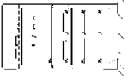
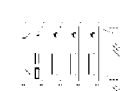





主要設備	容量 <small>(注1)</small>		写真等	
	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備		
送受話器 (ページング) (警報装置を含む。)	約 280 台 <small>(注3)</small> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所建屋：20 台</li> <li>中央制御室：9 台</li> <li>原子炉建屋他：約 230 台 屋外：約 20 台</li> </ul> その他：一式 (サービス建屋) <ul style="list-style-type: none"> <li>制御装置</li> </ul>	—	 送受話器 (ハンドセット)  送受話器 (スピーカ)  制御装置	
電力保安通信用電話設備	固定電話機 <small>(注2)</small>	約 180 台 <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所：4 台</li> <li>中央制御室：6 台</li> <li>原子炉建屋他：約 170 台</li> </ul>	—	 固定電話機
	PHS 端末 <small>(注2)</small>	約 300 台 <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所：約 40 台</li> <li>中央制御室：4 台</li> <li>発電所員他配備：約 250 台</li> </ul>	—	 PHS 端末
	FAX <small>(注2)</small>	2 台 <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所：1 台</li> <li>中央制御室：1 台</li> </ul>	—	 FAX
	その他 <small>(注2)</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務本館：一式 交換機</li> </ul>	—	 交換機

(注1) 設置又は保管場所並びに容量は、原子力防災訓練により実効性を確認し、必要に応じて適宜改善していく。

(注2) 発電所内と発電所外で共用。

(注3) 送受話器 (ページング) (ハンドセット) 容量。

通信連絡設備（発電所内）の一覧（2/4）

主要設備	容量 <small>(注1)</small>		写真等
	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	
衛星電話設備	8台 ・緊急時対策所：6台 ・中央制御室：2台 その他：一式 (原子炉建屋) ・衛星電話設備用通信機器収納ラック(中央制御室) ・屋外アンテナ (緊急時対策所) ・衛星電話設備用通信機器収納ラック(緊急時対策所) ・屋外アンテナ	同左 <small>(注3)</small>	 固定型  屋外アンテナ  衛星電話設備用通信機器収納ラック  中央制御室  緊急時対策所
	携帯型 <small>(注2)</small> 11台 (予備1台を除く) ・緊急時対策所：11台 (予備1台を除く)	全体台数 11台 (予備1台を除く) <small>(注3)</small> ・緊急時対策所：11台 (予備1台を除く) (携帯型用充電器：12台) (携帯型用充電器：12台)	 携帯型
無線連絡設備	固定型 3台 ・緊急時対策所：2台 ・中央制御室：1台 その他：一式 (原子炉建屋) ・屋外アンテナ (緊急時対策所) ・屋外アンテナ	—	 固定型  屋外アンテナ
	携帯型 <small>(注4)</small> 約19台 (予備1台を除く) ・緊急時対策所：19台 (予備1台を除く)	全体台数 19台 (予備1台を除く) <small>(注3)</small> ・緊急時対策所：19台 (予備1台を除く) (携帯型用充電器：20台) (携帯型用充電器：20台)	 携帯型

(注1) 設置又は保管場所並びに容量は、原子力防災訓練により実効性を確認し、必要に応じ適宜改善していく。

(注2) 発電所内と発電所外で共用。

(注3) 設計基準事故時及び重大事故等時とも使用する。

(注4) 可搬型については、現場(屋外)にて使用する。

通信連絡設備（発電所内）の一覧（3/4）



主要設備	容量（注1）		写真等
	設計基準事故対応設備	重大事故等対応設備	
データ伝送装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>中央制御室：一式</li> <li>SPDSデータ収納盤-A, B</li> <li>SPDS入出力制御盤-A, B</li> <li>SPDSインターフェース盤</li> <li>原子炉建屋原子炉棟：一式無線通信用アンテナ</li> </ul>	同左（注3）	 SPDSデータ収納盤 SPDS入出力制御盤 SPDSインターフェース盤   無線通信用アンテナ
データ伝送設備（発電所内）	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所建屋：一式</li> <li>SPDSサーバ盤-A, B</li> <li>SPDS通信盤</li> <li>緊急時対策所建屋：一式無線通信用アンテナ</li> </ul>	同左（注3）	 SPDSサーバ盤 SPDS通信盤   無線通信用アンテナ
SPDSデータ表示装置	緊急時対策所：1台	同左（注3）	 SPDSデータ表示装置

（注1）設置又は保管場所並びに容量は、原子力防災訓練により実効性を確認し、必要に応じ適宜改善していく。

（注2）発電所内と発電所外で共用。

（注3）設計基準事故時及び重大事故等時ともに使用する。

通信連絡設備（発電所内）の一覧（4/4）

主要設備	容量（注1）		写真等
	設計基準事故対応設備	重大事故等対応設備	
携帯型有線通話装置 15台（予備2台を除く） ・緊急時対策所：3台（予備1台を除く） ・中央制御室：12台（予備1台を除く）	同左（注2）	 	携帯型有線通話装置 中継用ケーブルドラム

（注1）設置又は保管場所並びに容量は、原子力防災訓練により実効性を確認し、必要に応じ適宜改善していく。

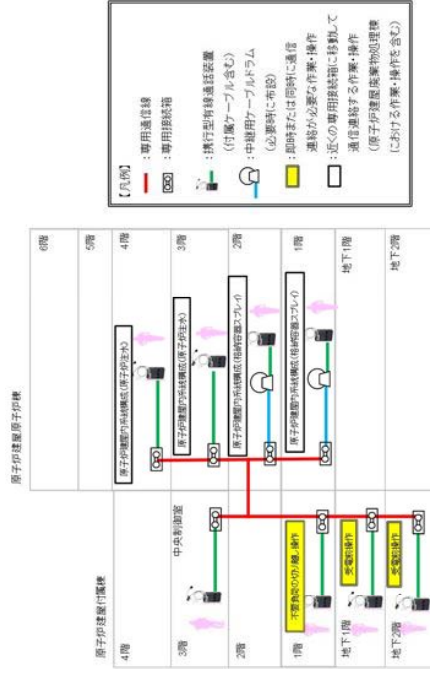
（注2）設計基準事故時及び重大事故等時とも使用する。

○中央制御室に保管する携帯型有線通話装置は、中央制御室と各現場（屋内）に布設している専用通信用線通話装置を専用接続箱に接続するとともに、必要時に中継用ケーブルドラムを布設することにより中央制御室と各現場（屋内）間の必要な通信連絡を行う。なお、中央制御室と各現場（屋内）との通信連絡に必要な中継用ケーブルドラムを確保している。

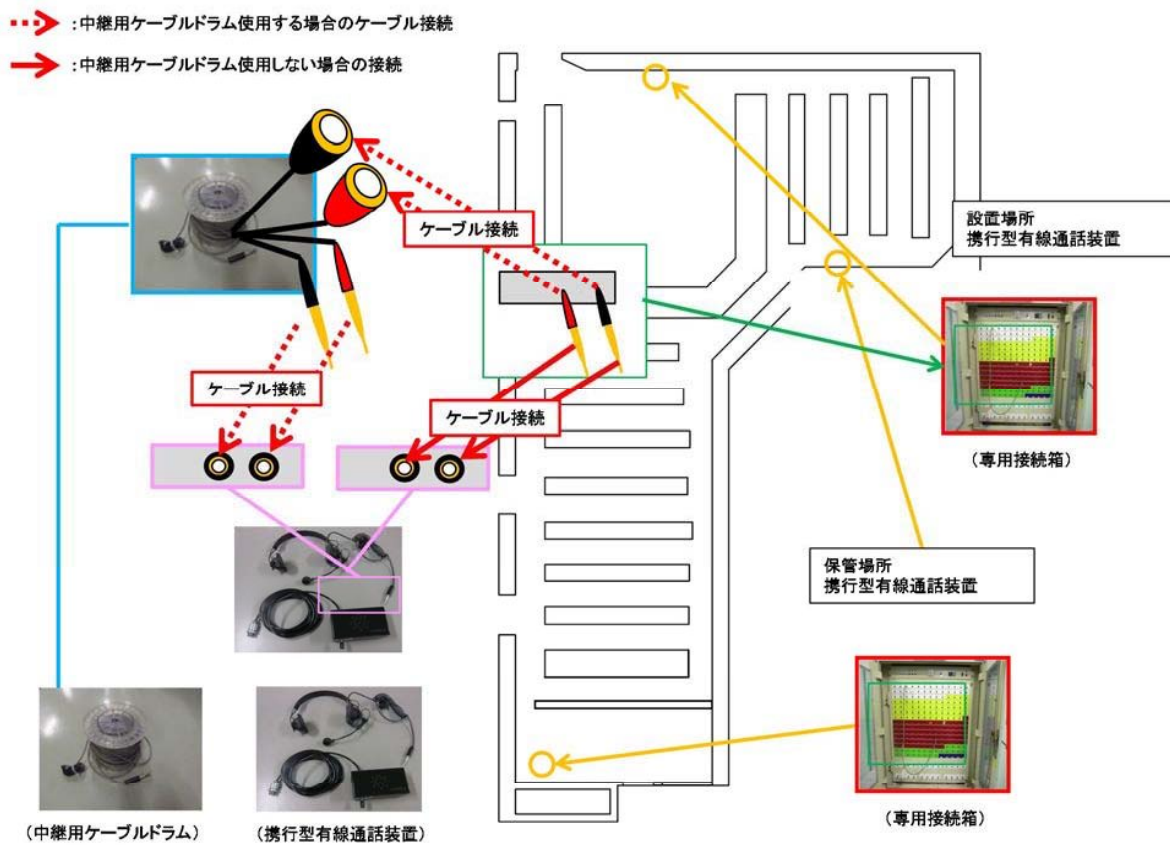
○専用接続箱については、地震起因による溢水の影響を受けない材質であり、溢水時においても使用可能な設計とする。また、専用接続箱間のケーブル及び携帯型有線通話装置用の中継用ケーブルドラムについては、水による影響を受けない材質であり、溢水時においても使用可能である。

○専用接続箱については、地震起因による火災の影響を受けない箇所に設置し、火災時においても使用可能な設計とする。また、専用接続箱間の電路については、専用の電線管で布設することに加え、携帯型有線通話装置用の中継用ケーブルドラムについては、地震起因による火災の影響を受けない箇所に設置することにより、火災時においても使用可能である。







保管場所	操作	数量	中継用ケーブルドラム
中央制御室	原子炉建屋内各操作時の連絡手段	2	100m×1本
原子炉建屋付属棟地下2階		1	50m×1本
原子炉建屋付属棟地下1階	受電前準備他	1	100m×2本
原子炉建屋付属棟1階		1	100m×1本
原子炉建屋付属棟4階	チェンジングエリアの設置及び運用による汚染の持ち込みの防止	1	50m×1本
原子炉建屋付属棟屋上	耐圧強化ベント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	1	50m×1本
原子炉建屋原子炉棟地下2階	残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）への系統構成他	2	50m×1本
原子炉建屋原子炉棟地下1階	原子炉水位の制御他	2	50m×1本
原子炉建屋原子炉棟1階	原子炉建屋内系統構成（格納容器スプレイ）他	2	100m×1本
原子炉建屋原子炉棟2階		1	50m×1本
原子炉建屋原子炉棟3階	原子炉建屋内系統構成（原子炉注水）他	3	50m×1本
原子炉建屋原子炉棟4階	ほう酸注入系による原子炉注水他	2	100m×1本
原子炉建屋原子炉棟5階	可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系を使用した使用済燃料プールのスプレイ他	2	100m×1本
原子炉建屋原子炉棟6階	可搬型代替交流電源設備による非常用所内電気設備への給電他	1	100m×1本
原子炉建屋廃棄物処理棟1階	格納容器圧力逃がし装置第二弁の現場操作他	1	20m×1本
原子炉建屋廃棄物処理棟3階	緊急時対策所内各操作時の連絡手段確保	3	100m×4本
緊急時対策所			
中央制御室	予備	1	100m×1本



## 携行型有線通話装置 接続例



通信連絡設備（発電所外）の一覧（1/3）





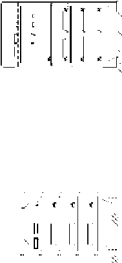

主要設備	容量 <small>(注1)</small>		写真
	設計基準事故対応設備	重大事故等対応設備	
加入電話設備	加入電話機 10 台 ・緊急時対策所：9 台 ・中央制御室：1 台	—	 加入電話機
	加入 F A X 2 台 ・緊急時対策所：1 台 ・中央制御室：1 台	—	 加入 F A X
電力保安通信用電話設備	固定電話機 <small>(注2)</small> 約 180 台 ・緊急時対策所：4 台 ・中央制御室：6 台 ・原子炉建屋他：約 170 台	—	 固定電話機
	P H S 端末 <small>(注2)</small> 約 300 台 ・緊急時対策所：約 40 台 ・中央制御室：4 台 ・発電所員他配備：約 250 台	—	 P H S 端末
	F A X <small>(注2)</small> 2 台 ・緊急時対策所：1 台 ・中央制御室：1 台	—	 F A X
その他 <small>(注2)</small>	・事務本館：一式 交換機	—	 交換機

(注1) 設置又は保管場所並びに容量は、原子力防災訓練により実効性を確認し、必要に応じ適宜改善していく。

(注2) 発電所内と発電所外で共用。



通信連絡設備（発電所外）の一覧（2/3）

主要設備		容量（注1）		写真
		設計基準事故対応設備	重大事故等対応設備	
テレビ会議システム（社内）		2台 ・緊急時対策所：2台	—	 テレビ会議システム（社内）
専用電話設備	専用電話 （ホットライン）（地方公共団体向）	1台 ・緊急時対策所：1台	—	 専用電話
衛星電話設備	固定型（注2）	8台 ・緊急時対策所：6台 ・中央制御室：2台 その他：一式 （原子炉建屋） ・衛星電話設備用通信機器収納ラック（中央制御室） ・屋外アンテナ（緊急時対策所） ・衛星電話設備用通信機器収納ラック（緊急時対策所） ・屋外アンテナ	同左（注3）	 固定型  屋外アンテナ 衛星電話設備用通信機器収納ラック  中央制御室 緊急時対策所
	携帯型（注2）（注4）	11台（予備1台を除く） ・緊急時対策所：11台（予備1台を除く）	全体台数 11台（予備1台を除く）（注3） ・緊急時対策所：11台（予備1台を除く） （携帯型用充電器：12台） （携帯型用充電器予備：12台）	 携帯型








（注1）設置又は保管場所並びに容量は、原子力防災訓練により実効性を確認し、必要に応じ適宜改善していく。

（注2）発電所内と発電所外で共用。

（注3）設計基準事故時及び重大事故等時ともに使用する。

（注4）可搬型については、現場（屋外）にて使用する。

通信連絡設備（発電所外）の一覧（3/3）

主要設備	容量（注1）		写真
	設計基準事故対応設備	重大事故等対応設備	
データ伝送設備 （発電所外）  統合原子力防災 ネットワークに 接続する通信連 絡設備	テレビ会議システム	1台 ・緊急時対策所	同左（注3）  有線系，衛星系  
	IP電話	6台（有線系：4台，衛星系：2台） ・緊急時対策所：6台 （有線系：4台，衛星系：2台）	同左（注3）  有線系 衛星系   
	IP-FAX	3台（有線系：2台，衛星系：1台） ・緊急時対策所：3台 （有線系：2台，衛星系：1台）	同左（注3）  有線系 衛星系   
	その他	・緊急時対策所建屋：一式 LAN収容架 衛星アンテナ	同左（注3）  衛星アンテナ  
	緊急時対策支援システム伝送装置（注2）	・緊急時対策所建屋：一式 SPDSサーバ盤-A，B SPDS通信盤	同左（注3）  SPDSサーバ盤 SPDS通信盤 SPDS記録サーバ盤  

（注1）設置又は保管場所並びに容量は，原子力防災訓練により実効性を確認し，必要に応じ適宜改善していく。

（注2）発電所内と発電所外で共用。

（注3）設計基準事故時及び重大事故等時ともに使用する。

## 1.2 多様性を確保した専用通信回線

通信連絡設備（発電所外）は、有線系、無線系、衛星系回線による通信方式を備えた構成の通信回線に接続する。

このうち、電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）、テレビ会議システム（社内）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）及びデータ伝送設備は、専用通信回線に接続し、輻輳による使用制限又は通信事業者による通信制限を受けることなく常時使用できる設計とする。

これらの専用通信回線の種別及び必要容量の関係を以下に示す。

設備	通信回線	回線種別	専用	輻輳 <sup>(注1)</sup>	必要容量 <sup>(注3)</sup>	回線容量
電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）	電力保安通信用	無線系回線	○	◎	64kbps	6Mbps <sup>(注4)</sup>
	加入電話	有線系回線	—	○	9回線 1回線 4回線	10回線 2回線 98回線
加入電話設備	加入FAX	衛星系回線	—	○	6回線	8回線
	電力保安通信用電話設備接続 <sup>(注2)</sup>	衛星系回線	—	○	11回線	12回線
衛星電話設備（固定型）	通信事業者回線	有線系回線	○	◎	1回線	1回線
	通信事業者回線	有線系	—	×	3Mbps	50Mbps
衛星電話（ホットライン）（地方公共団体向）	通信事業者回線	衛星系	—	×	256kbps	768kbps
	通信事業者回線	有線系回線	○	◎	640kbps 256kbps 2Mbps 32kbps	5Mbps
テレビ会議システム（社内）	通信事業者回線	有線系回線	○	◎	16kbps 50kbps 128kbps 32kbps	384kbps
	通信事業者回線	衛星系回線	○	◎	32kbps	384kbps
統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	IP電話	有線系回線	○	◎	2Mbps	5Mbps
	IP-FAX	有線系回線	○	◎	2Mbps	5Mbps
テレビ会議システム（緊急時対策支援システム伝送装置）	テレビ会議システム	有線系回線	○	◎	2Mbps	5Mbps
	データ伝送設備（緊急時対策支援システム伝送装置）	有線系回線	○	◎	32kbps	5Mbps
テレビ会議システム（緊急時対策支援システム伝送装置）	IP電話	有線系回線	○	◎	16kbps 50kbps 128kbps 32kbps	384kbps
	IP-FAX	有線系回線	○	◎	32kbps	384kbps

(注1) ◎：制限なし ○：制限のおそれ少ない ×：制限のおそれがある

(注2) 加入電話設備に接続されており、発電所外への連絡も可能である。

(注3) 緊急時対策所設置分を示す。

(注4) 電話及びFAXの用途のほか、系統保護情報、給電情報及びその他に使用している。

### 1.3 各重大事故時に必要な通信連絡設備の容量

#### ○ 携行型有線通話装置

携行型有線通話装置は、中央制御室に12台及び緊急時対策所3台保管しており、各事故シーケンスグループ等で使用する必要台数（次表）以上を保管している。

各事故シーケンスグループ等			原子炉建屋付属棟 －：作業無		原子炉建屋 原子炉棟 －：作業無	原子炉建屋 廃棄物処理棟 －：作業無	合計
			中央制御室 －：作業無				
運転中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故（炉心の著しい損傷防止）	①-1	高圧・低圧注水機能喪失	2	－	－	3	5
	①-2	高圧注水・減圧機能喪失	－	－	－	－	－
	①-3-1	全交流動力電源喪失（長期T B）	2	2	8	－	12
	①-3-2	全交流動力電源喪失（T B D, T B U）	2	2	8	－	12
	①-3-3	全交流動力電源喪失（T B P）	2	2	8	－	12
	①-4-1	崩壊熱除去機能喪失（取水機能が喪失した場合）	2	2	－	－	4
	①-4-2	崩壊熱除去機能機能（残留熱除去系が故障した場合）	2	－	－	3	5
	①-5	原子炉停止機能喪失	－	－	－	－	－
	①-6	LOCA時注水機能喪失	2	－	－	3	5
	①-7	格納容器バイパス（インターフェイスシステムLOCA）	2	－	4	－	6
	①-8	津波浸水による注水機能喪失	2	2	－	－	4
重大事故（原子炉格納容器の破損の防止）	②-1-1	雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）（代替循環冷却系を使用する場合）	2	2	－	－	4
	②-1-2	雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）（代替循環冷却系を使用できない場合）	2	2	－	3	7
	②-2	高圧溶融物放出／格納容器雰囲気直接加熱	2	2	－	3	7
	②-3	原子炉圧力容器外の溶融燃料－冷却材相互作用	2	2	－	3	7
	②-4	水素燃焼	2	2	－	3	7
	②-5	溶融炉心・コンクリート相互作用	2	2	－	3	7
使用済燃料プールにおける重大事故に至るおそれがある事故（使用済燃料貯蔵槽内の燃料破損の防止）	③-1	想定事故1	－	－	－	－	－
	③-2	想定事故2	－	－	－	－	－
運転停止中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故（運転停止中原子炉内の燃料損傷の防止）	④-1	崩壊熱除去機能喪失（残留熱除去系の故障による停止時冷却機能喪失）	2	2	－	－	4
	④-2	全交流動力電源喪失	2	2	－	－	4
	④-3	原子炉冷却材の流出	－	－	－	－	－
	④-4	反応度の誤投入	－	－	－	－	－

○ 衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（携行型）

衛星電話設備（固定型）は、中央制御室に2台及び緊急時対策所に6台設置している。また、衛星電話設備（携行型）は、緊急時対策所に11台設置しており、各事故シーケンスグループ等で使用する必要台数（次表）以上を設置している。

各事故シーケンスグループ等			屋内 (中央制御室) －：作業無	屋内 (緊急時対策所) －：作業無	屋外 －：作業無
			衛星電話設備（固定型）	衛星電話設備（固定型）	衛星電話設備（携行型）
運転中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故（炉心の著しい損傷防止）	①-1	高圧・低圧注水機能喪失	1	3	2
	①-2	高圧注水・減圧機能喪失	－	－	－
	①-3-1	全交流動力電源喪失（長期T B）	1	3	2
	①-3-2	全交流動力電源喪失（T B D, T B U）	1	3	2
	①-3-3	全交流動力電源喪失（T B P）	1	3	2
	①-4-1	崩壊熱除去機能喪失（取水機能が喪失した場合）	－	－	－
	①-4-2	崩壊熱除去機能機能（残留熱除去系が故障した場合）	1	3	2
	①-5	原子炉停止機能喪失	－	－	－
	①-6	L O C A時注水機能喪失	1	3	2
	①-7	格納容器バイパス（インターフェイスシステムL O C A）	－	－	－
①-8	津波浸水による注水機能喪失	1	3	2	
重大事故（原子炉格納容器の破損の防止）	②-1-1	密閉気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）（代替循環冷却系を使用する場合）	－	－	－
	②-1-2	密閉気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）（代替循環冷却系を使用できない場合）	1	3	2
	②-2	高圧溶融物放出／格納容器密閉気直接加熱	－	－	－
	②-3	原子炉圧力容器外の溶融燃料－冷却材相互作用	－	－	－
	②-4	水素燃焼	－	－	－
	②-5	溶融炉心・コンクリート相互作用	－	－	－
使用済燃料プールにおける重大事故に至るおそれがある事故（使用済燃料貯蔵槽内の燃料破損の防止）	③-1	想定事故1	1	3	2
	③-2	想定事故2	1	3	2
運転停止中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故（運転停止中原子炉内の燃料損傷の防止）	④-1	崩壊熱除去機能喪失（残留熱除去系の故障による停止時冷却機能喪失）	－	－	－
	④-2	全交流動力電源喪失	－	－	－
	④-3	原子炉冷却材の流出	－	－	－
	④-4	反応度の誤投入	－	－	－

○ 無線連絡設備（携行型）

無線連絡設備（携帯型）は、緊急時対策所に 19 台設置しており、各事故シーケンスグループ等で使用する必要台数（次表）以上を設置している。

各事故シーケンスグループ等			屋外
			無線連絡設備（携帯型）
運転中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故（炉心の著しい損傷防止）	①-1	高圧・低圧注水機能喪失	5
	①-2	高圧注水・減圧機能喪失	—
	①-3-1	全交流動力電源喪失（長期 T B）	5
	①-3-2	全交流動力電源喪失（T B D, T B U）	5
	①-3-3	全交流動力電源喪失（T B P）	5
	①-4-1	崩壊熱除去機能喪失（取水機能が喪失した場合）	—
	①-4-2	崩壊熱除去機能機能（残留熱除去系が故障した場合）	5
	①-5	原子炉停止機能喪失	—
	①-6	LOCA 時注水機能喪失	5
	①-7	格納容器バイパス（インターフェイスシステム LOCA）	—
①-8	津波浸水による注水機能喪失	5	
重大事故（原子炉格納容器の破損の防止）	②-1-1	零閉気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）（代替循環冷却系を使用する場合）	—
	②-1-2	零閉気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）（代替循環冷却系を使用できない場合）	5
	②-2	高圧溶融物放出／格納容器零閉気直接加熱	—
	②-3	原子炉圧力容器外の溶融燃料－冷却材相互作用	—
	②-4	水素燃焼	—
	②-5	溶融炉心・コンクリート相互作用	—
使用済燃料プールにおける重大事故に至るおそれがある事故（使用済燃料貯蔵槽内の燃料破損の防止）	③-1	想定事故 1	5
	③-2	想定事故 2	5
運転停止中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故（運転停止中原子炉内の燃料損傷の防止）	④-1	崩壊熱除去機能喪失（残留熱除去系の故障による停止時冷却機能喪失）	—
	④-2	全交流動力電源喪失	—
	④-3	原子炉冷却材の流出	—
	④-4	反応度の誤投入	—

1.4 通信連絡設備が接続する無停電電源の仕様

○ 別図に示す通信連絡設備が接続する無停電電源（交流）①及び②の仕様は下表のとおり。

無停電電源	給電が必要な通信連絡設備	容量	停電補償時間
①	衛星電話設備 (固定型)等	35kVA	2時間以上
②	衛星電話設備 (固定型)等	35kVA	2時間以上
③	緊急時対策支援 システム伝送装置等	50kVA	1時間以上

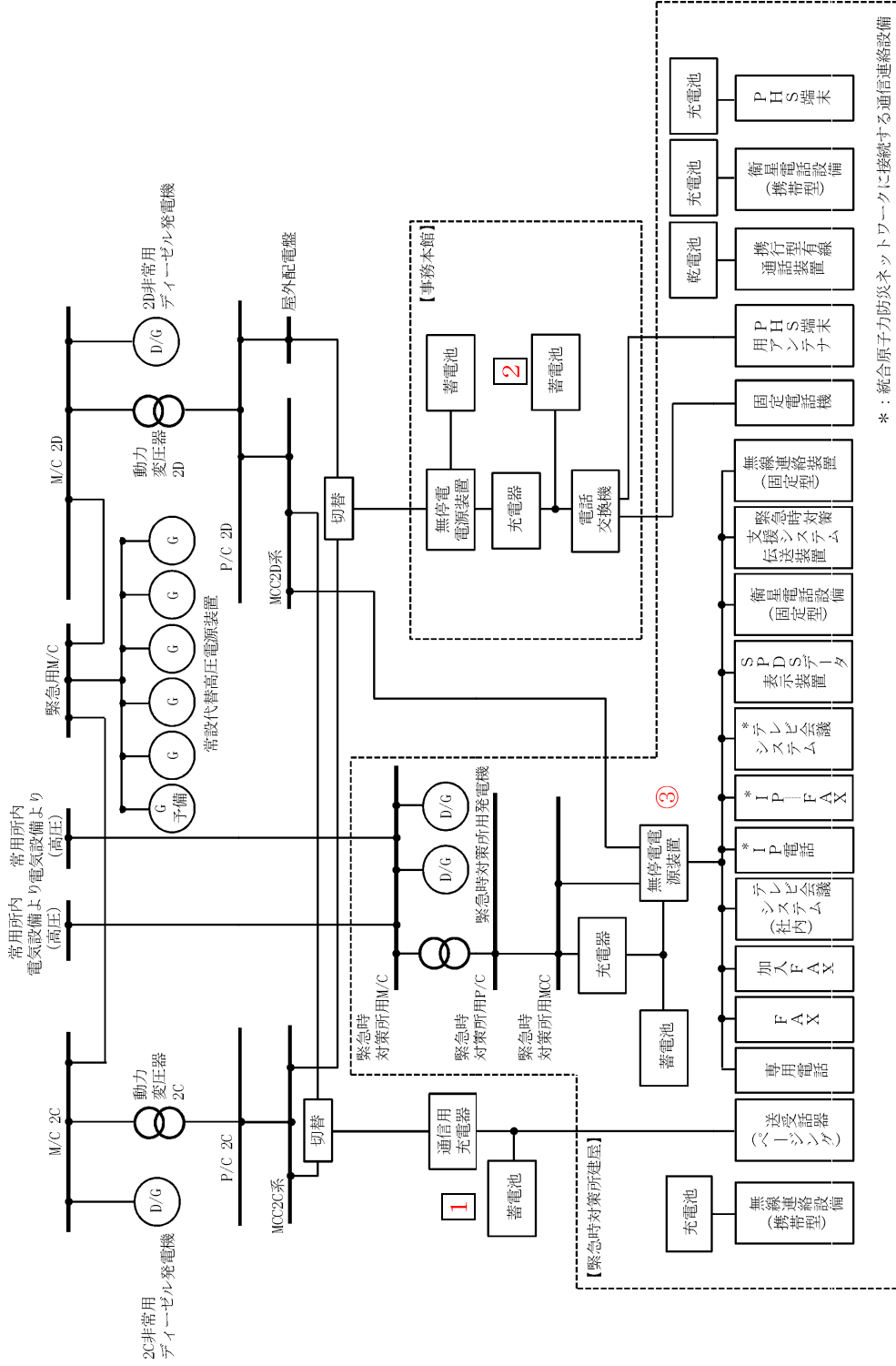
○ 別図に示す無停電電源（直流）1及び2の仕様は下表のとおり。

無停電電源	給電が必要な通信連絡設備	容量	停電補償時間
<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">1</span>	送受話器 (ページング)	400Ah	瞬停対策
<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">2</span>	電力保安通信用電話設備 (固定電話機)等	400Ah	瞬停対策





別図 2



略称の説明： M/C (=メタルクラッド開閉装置)，P/C (=パワーセンタ)，MCC (=モータコントロールセンタ)，D/G (=ディーゼル発電機)

\*：統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備

### 1.5 データ伝送設備のパラメータ

重大事故等の対処に必要なパラメータは、耐震性のあるSA監視操作盤、高圧代替注水制御盤等からプラントパラメータを直接、SPDSデータ伝送装置に収集し、伝送することにより耐震性を確保する設計とする。

なお、重大事故等の対処に必要なパラメータは、基準規則等への適合に必要な主要パラメータが対象となる。

SPDSデータ表示装置にて確認できる主要パラメータを以下に示す。

○SPDSデータ表示装置にて確認できるパラメータ (1/11)

目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS伝送 パラメータ(※1)	基準規則等への適合に必 要な主要パラメータ(注)	バックアップ対象 パラメータ	耐震性
	平均出力領域計装 平均	○	○	—	—	×
	平均出力領域計装 A	○	○	○	○	○
	平均出力領域計装 B	○	○	○	○	○
	平均出力領域計装 C	○	○	○	—	×
	平均出力領域計装 D	○	○	○	—	×
	平均出力領域計装 E	○	○	○	—	×
	平均出力領域計装 F	○	○	○	—	×
	起動領域計装 A	○	○	○	○	○
	起動領域計装 B	○	○	○	○	○
	起動領域計装 C	○	○	○	○	○
	起動領域計装 D	○	○	○	○	○
	起動領域計装 E	○	○	○	○	○
	起動領域計装 F	○	○	○	○	○
	起動領域計装 G	○	○	○	○	○
起動領域計装 H	○	○	○	○	○	
炉心反応度 の状態確認	直流±24V中性子モニタ用分電盤電圧	○	○	○	○	○
	ほう酸水注入ポンプ吐出圧力	○	○	○	○	○

(注) 選定パラメータについては、以下の規則及び審査基準から選定する。

「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」

第五十四条（使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）、第五十八条（計装設備）、第六十条（監視測定設備）

「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料

1.11（使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等）、1.15（事故等の計装に関する手順等）、1.17（監視測定等に関する手順等）

※1：ERSS伝送パラメータは既設SPDSのERSS伝送パラメータ及び既設SPDSから追加したパラメータのうち、プラント状態を把握する主要なパラメータをERSSへ伝送する。

原子力事業者防災業務計画の改定に合わせ、必要に応じて適宜見直ししていく。

○SPDSデータ表示装置にて確認できる主要パラメータ (2/11)

目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS伝送 パラメータ(※1)	基準規則等への適合に必 要な主要パラメータ(注)	バックアップ対象 パラメータ	耐震性
炉心冷却の 状態確認	原子炉水位(狭帯域)	○	○	—	—	×
	原子炉水位(広帯域)	○	○	○	○	○
	原子炉水位(燃料域)	○	○	○	○	○
	原子炉水位(SA広帯域)	○	○	○	○	○
	原子炉水位(SA燃料域)	○	○	○	○	○
	原子炉圧力	○	○	○	○	○
	原子炉圧力(SA)	○	○	○	○	○
	高圧炉心スブレイ系系統流量	○	○	○	○	○
	低圧炉心スブレイ系系統流量	○	○	○	○	○
	原子炉隔離時冷却系系統流量	○	○	○	○	○
	残留熱除去系系統流量A	○	○	○	○	○
	残留熱除去系系統流量B	○	○	○	○	○
	残留熱除去系系統流量C	○	○	○	○	○
	逃がし安全弁出口温度	○	○	○	—	×
	原子炉再循環ポンプ入口温度	○	○	○	—	×
	原子炉給水流量	○	○	○	—	×
	原子炉圧力容器温度	○	○	○	○	○
	残留熱除去系熱交換器入口温度	○	○	○	○	○
	高圧代替注水系統流量	○	○	○	○	○

(注) 選定パラメータについては、以下の規則及び審査基準から選定する。

「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」

第五十四条（使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）、第五十八条（計装設備）、第六十条（監視測定設備）

「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するための必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料

1.11（使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等）、1.15（事故等の計装に関する手順等）、1.17（監視測定等に関する手順等）

※1：ERSS伝送パラメータは既設SPDSのERSS伝送パラメータ及び既設SPDSから追加したパラメータのうち、プラント状態を把握する主要なパラメータをERSSへ伝送する。

原子力事業者防災業務計画の改定に合わせ、必要に応じ適宜見直ししていく。

○SPDSデータ表示装置にて確認できる主要パラメータ (3/11)

目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS伝送 パラメータ(※1)	基準規則等への適合に必 要な主要パラメータ(注)	バックアップ対象 パラメータ	耐震性
炉心冷却の 状態確認	低圧代替注水系原子炉注水流量 (常設ライン用)	○	○	○	○	○
	低圧代替注水系原子炉注水流量 (常設ライン狭帯域用)	○	○	○	○	○
	低圧代替注水系原子炉注水流量 (可搬ライン用)	○	○	○	○	○
	低圧代替注水系原子炉注水流量 (可搬ライン狭帯域用)	○	○	○	○	○
	代替循環冷却系原子炉注水流量	○	○	○	○	○
	代替淡水貯槽水位	○	○	○	○	○
	M/C 2A-1 電圧	○	○	-	-	×
	M/C 2A-2 電圧	○	○	-	-	×
	M/C 2B-1 電圧	○	○	-	-	×
	M/C 2B-2 電圧	○	○	-	-	×
	M/C 2C 電圧	○	○	○	○	○
	M/C 2D 電圧	○	○	○	○	○
	M/C HPCS 電圧	○	○	○	○	○
	D/G 2C 遮断器 (660) 閉	○	○	○	-	×
	D/G 2D 遮断器 (670) 閉	○	○	○	-	×
	HPCS D/G 遮断器 (680) 閉	○	○	○	-	×
	圧力容器フランジ温度	○	○	○	-	×
	125V 系蓄電池A系電圧	○	○	○	○	○
	125V 系蓄電池B系電圧	○	○	○	○	○
	125V 系蓄電池HPCS系電圧	○	○	○	○	○
	緊急用直流 125V 主母線電圧	○	○	○	○	○
	緊急用M/C 電圧	○	○	○	○	○
	緊急用P/C 電圧	○	○	○	○	○

(注) 選定パラメータについては、以下の規則及び審査基準から選定する。

「実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則」

第五十四条 (使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備), 第五十八条 (計装設備), 第六十条 (監視測定設備)

「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料

1.11 (使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等), 1.15 (事故等の計装に関する手順等), 1.17 (監視測定等に関する手順等)

※1: ERSS伝送パラメータは既設SPDSのERSS伝送パラメータ及び既設SPDSから追加したパラメータのうち、プラント状態を把握する主要なパラメータをERSSへ伝送する。

原子力事業者防災業務計画の改定に合わせ、必要に応じ適宜見直ししていく。

○SPDSデータ表示装置にて確認できる主要パラメータ (4/11)

目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS伝送 パラメータ(※1)	基準規則等への適合に必 要な主要パラメータ(注)	バックアップ対象 パラメータ	耐震性
格納容器内 の状態確認	格納容器雰囲気放射線モニタ(D/W)(A)	○	○	○	○	○
	格納容器雰囲気放射線モニタ(D/W)(B)	○	○	○	○	○
	格納容器雰囲気放射線モニタ(S/C)(A)	○	○	○	○	○
	格納容器雰囲気放射線モニタ(S/C)(B)	○	○	○	○	○
	ドライウエル圧力(広帯域)	○	○	○	-	×
	ドライウエル圧力(狭帯域)	○	○	○	-	×
	ドライウエル圧力	○	○	○	○	○
	サブレーション・チェンハル圧力	○	○	○	○	○
	サブレーション・プール圧力	○	○	○	-	×
	ドライウエル雰囲気温度	○	○	○	○	○
	サブレーション・プール水温度(平均値)	○	○	○	-	○
	サブレーション・プール水温度	○	○	○	○	○
	サブレーション・プール雰囲気温度	○	○	○	-	○
	サブレーション・チェンハル雰囲気温度	○	○	○	○	○

(注) 選定パラメータについては、以下の規則及び審査基準から選定する。

「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」

第五十四条(使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備)、第五十八条(計装設備)、第六十条(監視測定設備)

「実用発電用原子炉に係る発電力貯蔵槽の冷却等の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料

1.11(使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等)、1.15(事故等の計装に関する手順等)、1.17(監視測定等に関する手順等)

※1: ERSS伝送パラメータは既設SPDSのERSS伝送パラメータ及び既設SPDSから追加したパラメータのうち、プラント状態を把握する主要なパラメータをERSSへ伝送する。

原子力事業者防災業務計画の改定に合わせ、必要に応じ適宜見直ししていく。

○SPDSデータ表示装置にて確認できる主要パラメータ (5/11)

目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS伝送 パラメータ(※1)	基準規則等への適合に必 要な主要パラメータ(注)	バックアップ対象 パラメータ	耐震性
格納容器内 の状態確認	サブレシジョン・プール水位	○	○	○	○	○
	格納容器雰囲気気水素濃度(D/W)	○	○	-	-	×
	格納容器雰囲気気水素濃度(S/C)	○	○	○	-	×
	格納容器雰囲気気酸素濃度(D/W)	○	○	○	-	×
	格納容器雰囲気気酸素濃度(S/C)	○	○	○	-	×
	格納容器内水素濃度(SA)	○	○	○	○	○
	格納容器内酸素濃度(SA)	○	○	○	○	○
	低圧代替注水系格納容器スプレイ流量 (常設ライン用)	○	○	○	○	○
	低圧代替注水系格納容器スプレイ流量 (可搬ライン用)	○	○	○	○	○
	低圧代替注水系格納容器下部注水流量	○	○	○	○	○
	代替循環冷却系格納容器スプレイ流量	○	○	○	○	○

(注) 選定パラメータについては、以下の規則及び審査基準から選定する。

「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」

第五十四条（使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）、第五十八条（計装設備）、第六十条（監視測定設備）

「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料

1.11（使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等）、1.15（事故等の計装に関する手順等）、1.17（監視測定等に関する手順等）

※1：ERSS伝送パラメータは既設SPDSのERSS伝送パラメータ及び既設SPDSから追加したパラメータのうち、プラント状態を把握する主要なパラメータをERSSへ伝送する。

原子力事業者防災業務計画の改定に合わせ、必要に応じ適宜見直ししていく。

○SPDSデータ表示装置にて確認できる主要パラメータ (6/11)

目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS伝送 パラメータ(※1)	基準規則等への適合に必 要な主要パラメータ(注)	バックアップ対象 パラメータ	耐震性
格納容器内 の状態確認	格納容器下部水位	○	○	○	○	○
	格納容器下部水温	○	○	○	○	○
	常設高圧代替注水系ポンプ吐出圧力	○	○	○	○	○
	常設低圧代替注水系ポンプ吐出圧力	○	○	○	○	○
	代替循環冷却系ポンプ吐出圧力	○	○	○	○	○
	原子炉隔離時冷却系ポンプ吐出圧力	○	○	○	○	○
	高圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力	○	○	○	○	○
	残留熱除去系ポンプ吐出圧力	○	○	○	○	○
	低圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力	○	○	○	○	○
	代替循環冷却系ポンプ入口温度	○	○	○	○	○
	残留熱除去系熱交換器出口温度	○	○	○	○	○
	残留熱除去系海水系系統流量	○	○	○	○	○
	緊急用海水系流量 (残留熱除去系熱交換器)	○	○	○	○	○
	緊急用海水系流量 (残留熱除去系補機)	○	○	○	○	○
	代替淡水貯槽水位	○	○	○	○	○
	西側淡水貯水設備水位	○	○	○	○	○
	残留熱除去系 A 注入弁全開	○	○	○	○	○
	残留熱除去系 B 注入弁全開	○	○	○	○	○
	残留熱除去系 C 注入弁全開	○	○	○	○	○
	格納容器内スプレイ弁 A (全開)	○	○	○	○	○
	格納容器内スプレイ弁 B (全開)	○	○	○	○	○

(注) 選定パラメータについては、以下の規則及び審査基準から選定する。

「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」

第五十四条 (使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備)、第五十八条 (計装設備)、第六十条 (監視測定設備)

「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するための必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料

1.11 (使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等)、1.15 (事故等の計装に関する手順等)、1.17 (監視測定等に関する手順等)

※1：ERSS伝送パラメータは既設SPDSのERSS伝送パラメータ及び既設SPDSから追加したパラメータのうち、プラント状態を把握する主要なパラメータをERSSへ伝送する。

原子力事業者防災業務計画の改定に合わせ、必要に応じ適宜見直していく。

○SPDSデータ表示装置にて確認できる主要パラメータ (7/11)

目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS伝送 パラメータ(※1)	基準規則等への適合に必 要な主要パラメータ(注)	バックアップ対象 パラメータ	耐震性
放射能隔離 の状態確認	主排気筒放射線モニタA	○	○	-	-	×
	主排気筒放射線モニタB	○	○	-	-	×
	主排気筒モニタ (高レンジ)	○	○	-	-	×
	主蒸気管放射線モニタ(A)	○	○	○	○	○
	主蒸気管放射線モニタ(B)	○	○	○	○	○
	主蒸気管放射線モニタ(C)	○	○	○	○	○
	主蒸気管放射線モニタ(D)	○	○	○	○	○
	排ガス放射能 (プレホールドアップ) A	○	○	-	-	×
	排ガス放射能 (プレホールドアップ) B	○	○	-	-	×
	NS 4内側隔離	○	○	○	-	×
	NS 4外側隔離	○	○	○	-	×
	主蒸気内側隔離弁A全閉	○	○	○	-	×
	主蒸気内側隔離弁B全閉	○	○	○	-	×
	主蒸気内側隔離弁C全閉	○	○	○	-	×
	主蒸気内側隔離弁D全閉	○	○	○	-	×
	主蒸気外側隔離弁A全閉	○	○	○	-	×
	主蒸気外側隔離弁B全閉	○	○	○	-	×
	主蒸気外側隔離弁C全閉	○	○	○	-	×
	主蒸気外側隔離弁D全閉	○	○	○	-	×

(注) 選定パラメータについては、以下の規則及び審査基準から選定する。

「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」

第五十四条 (使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備)、第五十八条 (計装設備)、第六十条 (監視測定設備)

「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するための必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料

1.11 (使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等)、1.15 (事故等の計装に関する手順等)、1.17 (監視測定等に関する手順等)

※1：ERSS伝送パラメータは既設SPDSのERSS伝送パラメータ及び既設SPDSから追加したパラメータのうち、プラント状態を把握する主要なパラメータをERSSへ伝送する。

原子力事業者防災業務計画の改定に合わせ、必要に応じ適宜見直ししていく。



○SPDSデータ表示装置にて確認できる主要パラメータ (8/11)

目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS伝送 パラメータ(※1)	基準規則等への適合に必 要な主要パラメータ(注)	バックアップ対象 パラメータ	耐震性
環境の情報 確認	SGTS A作動	○	○	-	-	×
	SGTS A作動	○	○	-	-	×
	SGTSモニタ (高レンジ) A	○	○	-	-	×
	SGTSモニタ (高レンジ) B	○	○	-	-	×
	SGTSモニタ (低レンジ) A	○	○	-	-	×
	SGTSモニタ (低レンジ) B	○	○	-	-	×
	耐圧強化ベント系放射線モニタ	○	○	○	○	○
	放水口モニタ(T-2)	○	○	-	-	×
	モニタリング・ポスト(A)	○	○	-	-	×
	モニタリング・ポスト(B)	○	○	-	-	×
	モニタリング・ポスト(C)	○	○	-	-	×
	モニタリング・ポスト(D)	○	○	-	-	×
	モニタリング・ポスト(A)広域レンジ	○	○	-	-	×
	モニタリング・ポスト(B)広域レンジ	○	○	-	-	×
モニタリング・ポスト(C)広域レンジ	○	○	-	-	×	
モニタリング・ポスト(D)広域レンジ	○	○	-	-	×	
大気安定度 10分値	○	○	○	-	-	×

(注) 選定パラメータについては、以下の規則及び審査基準から選定する。

「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」

第五十四条 (使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備)、第五十八条 (計装設備)、第六十条 (監視測定設備)

「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料

1.11 (使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等), 1.15 (事故等の計装に関する手順等), 1.17 (監視測定等に関する手順等)

※1: ERSS伝送パラメータは既設SPDSのERSS伝送パラメータ及び既設SPDSから追加したパラメータのうち、プラント状態を把握する主要なパラメータをERSSへ伝送する。

原子力事業者防災業務計画の改定に合わせ、必要に応じ適宜見直ししていく。

○SPDSデータ表示装置にて確認できる主要パラメータ (9/11)

目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS伝送 パラメータ(※1)	基準規則等への適合に必 要な主要パラメータ(注)	バックアップ対象 パラメータ	耐震性
環境の情報 確認	18m ベクトル平均風向 10分値	○	○	—	—	×
	71m ベクトル平均風向 10分値	○	○	—	—	×
	140m ベクトル平均風向 10分値	○	○	○	—	×
	18m ベクトル平均風速 10分値	○	○	○	—	×
	71m ベクトル平均風速 10分値	○	○	○	—	×
	140m ベクトル平均風速 10分値	○	○	○	—	×
	可搬型モニタリング・ポスト (A)	○	○	○	○	○
	可搬型モニタリング・ポスト (B)	○	○	○	○	○
	可搬型モニタリング・ポスト (C)	○	○	○	○	○
	可搬型モニタリング・ポスト (D)	○	○	○	○	○
	可搬型モニタリング・ポスト (緊急時対策所)	○	○	○	○	○
	可搬型モニタリング・ポスト (NE)	○	○	○	○	○
	可搬型モニタリング・ポスト (E)	○	○	○	○	○
	可搬型モニタリング・ポスト (SW)	○	○	○	○	○
可搬型モニタリング・ポスト (S)	○	○	○	○	○	
可搬型モニタリング・ポスト (SE)	○	○	○	○	○	

(注) 選定パラメータについては、以下の規則及び審査基準から選定する。

「実用発電用原子炉及びその附属施設のための設備、構造及び設備の基準に関する規則」

第五十四条 (使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備)、第五十八条 (計装設備)、第六十条 (監視測定設備)

「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料

1.11 (使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等), 1.15 (事故等の計装に関する手順等), 1.17 (監視測定等に関する手順等)

※1 : ERSS伝送パラメータは既設SPDSのERSS伝送パラメータ及び既設SPDSから追加したパラメータのうち、プラント状態を把握する主要なパラメータをERSSへ伝送する。

原子力事業者防災業務計画の改定に合わせ、必要に応じ適宜見直ししていく。

○SPDSデータ表示装置にて確認できる主要パラメータ (10/11)

目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS伝送 パラメータ(※1)	基準規則等への適合に必 要な主要パラメータ(注)	バックアップ対象 パラメータ	耐震性
環境の情報 確認	風向 (可搬型)	○	○	○	○	○
	風速 (可搬型)	○	○	○	○	○
	大気安定度 (可搬型)	○	○	○	○	○
使用済燃料 プールの状 態確認	使用済燃料プール水位・温度 (SA広域)	○	○	○	○	○
	使用済燃料プール温度 (SA)	○	○	○	○	○
	使用済燃料プール温度	○	○	○	○	×
	使用済燃料プールエリア放射線モニタ (高レンジ・低レンジ)	○	○	○	○	○
水素爆発に よる格納容 器の破損防 止確認	フィルタ装置出口放射線モニタ (高レンジ・低レンジ)	○	○	○	○	○
	フィルタ装置入口水素濃度	○	○	○	○	○
	フィルタ装置圧力	○	○	○	○	○
	フィルタ装置水位	○	○	○	○	○
	フィルタ装置スクラビング水温度	○	○	○	○	○
水素爆発に よる原子炉 建屋の損傷 防止確認	原子炉建屋水素濃度	○	○	○	○	○
	静的触媒式水素再結合器 動作監視装置	○	○	○	○	○

(注) 選定パラメータについては、以下の規則及び審査基準から選定する。

「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」

第五十四条 (使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備)、第五十八条 (計装設備)、第六十条 (監視測定設備)

「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料

1.11 (使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等)、1.15 (事故等の計装に関する手順等)、1.17 (監視測定等に関する手順等)

※1：ERSS伝送パラメータは既設SPDSのERSS伝送パラメータ及び既設SPDSから追加したパラメータのうち、プラント状態を把握する主要なパラメータをERSSへ伝送する。  
原子力事業者防災業務計画の改定に合わせ、必要に応じ適宜見直ししていく。

○ SPDS データ表示装置にて確認できる主要パラメータ (11/11)

目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS 伝送 パラメータ(※1)	基準規則等への適合に必 要な主要パラメータ(注)	バックアップ対象 パラメータ	耐震性
非常用炉心 冷却系 (ECCS)の状 態等	自動減圧系 A 作動	○	○	—	—	×
	自動減圧系 B 作動	○	○	—	—	×
	非常用窒素供給系供給圧力	○	○	○	○	○
	非常用窒素供給系高圧窒素ポンベ圧力	○	○	○	○	○
	非常用逃がし安全弁駆動系供給圧力	○	○	○	○	○
	非常用逃がし安全弁駆動系 高圧窒素ポンベ圧力	○	○	○	○	○
	原子炉隔離時冷却系ポンプ起動	○	○	○	—	×
	高圧炉心スプレレイ系ポンプ起動	○	○	○	—	×
	高圧炉心スプレレイ系注入弁全開	○	○	○	—	×
	低圧炉心スプレレイ系ポンプ起動	○	○	○	—	×
	低圧炉心スプレレイ系注入弁全開	○	○	○	—	×
	残留熱除去系ポンプA 起動	○	○	○	—	×
	残留熱除去系ポンプB 起動	○	○	○	—	×
	残留熱除去系ポンプC 起動	○	○	○	—	×
	残留熱除去系A 注入弁全開	○	○	○	—	×
	残留熱除去系B 注入弁全開	○	○	○	—	×
	残留熱除去系C 注入弁全開	○	○	○	—	×
	津波監視	全制御棒全挿入	○	○	—	—
取水ピット水位計		○	○	○	○	○
	潮位計	○	○	○	○	○

(注) 選定パラメータについては、以下の規則及び審査基準から選定する。

「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」

第五十四条 (使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備)、第五十八条 (計装設備)、第六十条 (監視測定設備)

「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するための必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料

1.11 (使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等), 1.15 (事故等の計装に関する手順等), 1.17 (監視測定等に関する手順等)

※1: ERSS 伝送パラメータは既設 SPDS の ERSS 伝送パラメータ及び既設 SPDS から追加したパラメータのうち、プラント状態を把握する主要なパラメータを ERSS へ伝送する。  
原子力事業者防災業務計画の改定に合わせ、必要に応じて適宜見直ししていく。

1.6 安全パラメータ表示システム (SPDS) 及びデータ伝送設備の範囲  
 安全パラメータ表示システム (SPDS) 及びデータ伝送設備の範囲を以下の図に示す。

